

大規模建築物の環境配慮に対する評価について

気候危機対策課



大規模建築物について環境性能に係る基準を定め、
えで評価を行い、その結果を公表することにより、世田
谷区の環境への配慮の方向性を示すとともに開発事業者
等の取組みを明らかにし、もって地域及び地球の環境の
保全に資する優良な取組みを促すことを目的とする。

02 対象

敷地面積が3,000平方メートル以上、高さが60メートル以上又は延べ床面積が5,000平方メートル以上の建築物

環境基本条例に基づく、「環境配慮制度」の対象とする開発事業等のうち、

「建築物その他の工作物の建設」
を対象としている。

03 評価手続き

評価手続きは、環境配慮制度の手続きと合わせて行う。

環境配慮制度における区と事業者による事前協議



(事業者による関係区民等への周知及び説明会)



評価算定書の区への提出（環境計画書の提出と同時）



区における評価算定基準に基づく評価算定書の確認



評価結果通知書の交付（環境配慮制度の完了通知と同時）



評価結果の区HPでの公表

04 評価基準

評価基準は、環境審議会の意見を聞いたうえで、区長が規則に定める。
現在の基準は、以下の4つの区分で行っている。

区分1 エネルギー使用の合理化

- 再生可能エネルギーの利用
- 省エネルギー対策

区分2 みどりの創出・保全

区分3 資源の適正利用

区分4 災害対策